平成２２年（フ）第１０号
北海道空知郡南幌町西町２丁目７番５号
債務者　川西　恵美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１７号
北海道岩見沢市北５条西19丁目３番７号　市営住宅47号
債務者　一ノ渡真実香
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２０号
茨城県石岡市吉生911番地１
債務者　沼尻真奈美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７８号
新潟県村上市岩船上町３番８号
債務者　伴田嘉津子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１７９号
新潟県新発田市本町４丁目14番23号　イーストハイツ103
債務者　上保あけみ（申立時の氏髙橋）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４号
新潟県新発田市舟入町３丁目４番25号、住民票上の住所新潟県新発田市舟入町２丁目６番５号
債務者　田辺　正興
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８９４８号
大阪府東大阪市南荘町３番23号
債務者　熊澤　耕二
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７４７号
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番14―303号
債務者　吐山　真弘
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２８号
大阪市浪速区桜川２丁目13番５号
債務者　永迫　芳子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１２１号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目11番９号
債務者　岸和田光彰
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１７５号
大阪府東大阪市新庄南２番１号
債務者　永田　智英
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２２６号
大阪市阿倍野区桃ヶ池町２丁目８番16号　グランドハイツ桃ヶ池503号
債務者　米田　　勇
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３２１号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番24号　ロードビル阪南町201号
債務者　坂本　孝司
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３２７号
大阪市福島区海老江５丁目６番20―503号、事業所所在地大阪市都島区善源寺町２丁目３―31
債務者　居酒屋D51こと　髙橋　勝之
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４５０号
大阪市都島区中野町４―８―10―108、住民票上の住所大阪市北区東天満２丁目１番23―401号
債務者　富田　良子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６号
大阪市旭区中宮５丁目４番30―207号
債務者　加藤　敏子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２３号
大阪府八尾市末広町３丁目５番12号　ベハーゲンナガセ202号
債務者　田邊喜美代
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部